

## 季節性インフルエンザの予防接種費用を助成します

☎ 健康づくり支援課 健康推進係 ☎ 282-1602

町では、期間内に季節性インフルエンザの予防接種を受ける人へ2,100円の助成を行います。

■対象者 御船町に住居票のある人で、

- ①満65歳以上の人
- ②満60歳～65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器等の障がいをもつ人（身体障害者手帳1級相当）

※病院に手帳をご持参ください。

■実施期間 10月2日(月)～12月30日(日)

年末休業は医療機関へご確認ください。

■接種費用 自己負担 1,500円

### ◆インフルエンザの予防◆

予防方法のひとつとして、予防接種があります。予防接種を受けると、発症しにくくなる効果に加え、発症した場合にも重症化を防ぐ効果があります。予防接種の効果が発揮されるためには、流行する前に接種を受けておくことが重要です。

- 医療機関
- ①古閑整形外科胃腸科医院
  - ②榊田泌尿器科外科医院
  - ③たかぞえ内科循環器内科クリニック
  - ④泰泉堂牟田医院
  - ⑤田上皮ふ科クリニック
  - ⑥藤岡医院
  - ⑦御船クリニック

※事前に、医療機関へ予約が必要です。

※入院、施設入所などにより町外の医療機関で接種を希望する場合は、保健センターで事前に手続きが必要です。

日頃からの予防のポイントとしては、①十分休養とバランスのとれた食事を取ること ②人ごみをさけること ③適度な湿度を保つこと ④外出後の手洗い・うがいの徹底 ⑤マスクの着用等咳エチケットの徹底 が大切です。



## 災害時に支援が必要な人の名簿づくりを行います

☎ 福祉課 社会福祉係 ☎ 282-1342

町では災害時の避難に支援が必要な人を「避難行動要支援者（下記参照）」と定めて名簿化しています。この名簿は災害対策基本法に定めがあるもので、災害時に安否確認や避難支援に利用されるほか、災害の発生に備えて平常時から必要な範囲で関係機関に提供することとされています。以前からも作成していましたが、熊本地震において有効活用ができなかったことから、その反省を踏まえて今回新たに作成しなおすこととしました。

この名簿への登録は強制ではありませんが、名簿への登録を拒否される人は、その旨の申し出をしていただく必要があります。

対象となる人には、10月下旬に次のとおり書類を郵送しますので、ぜひご一読いただき必要な書類をご返送ください。

■避難行動要支援者の対象となる人

- ◎身体障害者手帳1・2級所持者  
(心臓機能、腎臓機能障害のみをもって該当する人は除きます)
- ◎精神保健福祉手帳1級所持者
- ◎療育手帳A判定所持者
- ◎要介護3～5の認定者

◎70歳以上の単身世帯、もしくは70歳以上の人のみの世帯

(「御船町地域防災計画」より)

■お知らせの郵送について

- ◎時期 10月下旬
- ◎送付するもの
  - ・内容説明パンフレット
  - ・調査票（災害時の緊急連絡先などを届けるもの）
  - ・拒否申出書（名簿への登録を拒否する人が返送するもの）
  - ・返信用封筒
- ◎住民票の情報を基に送付しますので、高齢者のみの世帯に関しては、実際には70歳未満の方と同居している人にも送付される可能性があります（世帯を分けて住民登録している場合など）。



## 非常呼集訓練を実施します

☎ 総務課 地域・防災係 ☎ 282-1111

**11月5日(日)**  
**早朝5時30分**  
**訓練開始**

秋の全国火災予防運動の一環として、消防団員の消防技術の錬磨を図るため、消防団非常呼集訓練を行います。訓練は、早朝5時30分に、平成音楽大学付近での火災を想定して行います。5時30分の役場のサイレンを合図に、消防団員が積載車に乗り込み、サイレンを鳴らしながら訓練場所へ移動します。早朝より、ご迷惑をおかけしますが、消防団員の訓練のためご理解とご協力をお願いします。

※訓練場所については、変更になる場合があります。

訓練場所

・御船川付近（水利）から平成音楽大学付近（火点）

**当日は、早朝5時30分から役場のサイレンや積載車のサイレンが鳴りますが訓練です。**

## 学童保育クラブの指導員を募集

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 282-1346

小坂小学学童保育クラブ（ひまわりクラブ）では、指導員を募集します。詳しくは、こども未来課子育て支援係までお問い合わせください。

■勤務場所 小坂小学校前専用施設

■勤務時間 平日  
(学校終了時間14時～19時の内3～4時間)

土曜日・長期休暇  
(7時30分～19時の内4～8時間)

※シフト制で勤務（勤務時間については要相談）

- 仕事内容 児童の放課後の保育
- 必要な資格 特になし（児童福祉免許所持者優遇）
- 募集対象者 65歳までの方で性別は問いません。
- 時給 850円以上

## 第10回特別弔慰金の請求手続きはお済みですか？

☎ 福祉課 社会福祉係 ☎ 282-1342

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において「恩給法による公務扶助料」「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に特別弔慰金が支給されます。申請受付は平成27年7月から行っていますが、申請期限が近づいていまだお手続きがお済みでない人は期限までにご申請ください。

■対象となる遺族

戦没者等の死亡当時のご遺族で、  
①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹
- ④上記以外の戦没者等の3親等以内の親族
- 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期限 平成30年4月2日(日)まで

■申請が済んで支給を受けていない人へ

申請書類は県で審査が行われ、国で国庫債券の発行が行われることから、国債のお渡しまでには少なくとも半年程度かかっています。お渡しの準備が出来次第、文書にてご案内を送付しますので、今しばらくお待ちください。